

(案)

小規模有床診療所等における火災時の対応指針

1 指針の目的

本指針は、平成 25 年に発生した福岡市有床診療所火災において、犠牲者の多くが自力避難の困難な高齢者であったことや、職員等による消火器等を使用した初期消火や入所者の避難誘導が十分に行われなかったこと、また当該診療所から消防機関への通報が火災発生直後になされなかったこと等が被害拡大の要因として推測されることを踏まえ、小規模な有床診療所、病院及び助産所（以下「小規模有床診療所等」という。）に勤務する職員等が 1 名の場合であっても、躊躇することなく火災に対応できるよう、最低限の火災時の行動パターンを示し、施設の利用実態に応じた避難対策を事前に講ずることにより、火災被害を抑制に資するものである。

2 対象

本指針は、防火対象物の全部又は一部を病院・診療所等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第一（6）項イ（診療所にあつては有床診療所に限る。）の用途に供するもの。）のうち、夜間等において勤務する職員が 1 名になる可能性のあるもの。

3 本指針の基本的な考え方

- (1) これまで示されているマニュアル（「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアルについて」（平成元年3月31日付け消防予第36号）及び「小規模社会福祉施設における避難誘導體制の確保について」（平成21年10月27日付け全消発第338号））の対象外であった小規模有床診療所等を対象としたこと。
- (2) 職員等が 1 名の場合であっても、躊躇することなく対応できるよう、最低限の行動パターンを提示したこと。
- (3) 本対象においては、消防機関への通報を早期に行うことによる避難誘導に係る行動に重点をおいたこと。

4 火災発生時の対応（別添参照）

火災発生時に職員等がとるべき対応は、おおむね次のとおりとする。

なお、この対応については、災害発生時に職員等が 1 名勤務の場合における最低限の行動であるため、事業者への指導にあたっては、個々の施設の実態等に応じたものとなるよう配慮することが必要である。

(1) 火災の覚知

ア 自動火災報知設備が設置されている場合

自動火災報知設備が鳴動した場合は、受信機又は副受信機の火災表示灯が点灯した場所を警戒区域一覧図と照合し、発報場所を確認する。

イ 連動型住宅用火災警報器が設置されている場合

連動型住宅用火災警報器が鳴動した場合は、(2)の通報後、発報場所を確認する。

(2) 消防機関への通報

消防機関への通報は以下のとおり極力省力化を図るものとし、火災の事実がないことが確認できた場合や、他の職員又は協力者等が参集してきた場合等には火災通報装置における消防機関からの呼び返しに対応すること。

ア 火災通報装置が自動火災報知設備と連動している場合

自動通報のため対応はしない。消防機関からの呼び返しについては、その対応よりも原則として避難誘導を優先する。

なお、施設側においては、6に示す非火災報対策を実施するとともに、消防機関においては、連動による通報の場合の出動体制に配慮する。

イ 火災通報装置が自動火災報知設備と連動していない場合

火災通報装置を起動させる。消防機関からの呼び返しについては、その対応よりも原則として避難誘導を優先する。

ウ 火災通報装置が設置されていない場合

電話により消防機関へ通報する。通報内容は以下の例を参考に最小限の内容とする。

なお、通報時、施設の住所を忘れることが多いことから、固定電話や院内P H S等業務で使用する可能性のある電話の近くに施設の住所を記載しておくことが望ましい。

(通報例 ※下線部分は必須とする。)

通報者 119 番をする。

消 防 「はい、消防です。火事ですか、救急ですか。」

通報者 「火事です。」

消 防 「場所はどこですか。」

通報者 「〇〇区(市) 〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇の〇〇(事業所名)で、〇〇施設(社会福祉施設の事業類型：(例)有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム)です。」

消 防 「その施設は何階建ですか。燃えているところは何階ですか。」

通報者 「〇階建の〇階が燃えています。」

消 防 「入所者は何名ですか。逃げ遅れた人はいませんか。」

通報者 「入所者は〇名です。逃げ遅れは今のところわかりません。」

消 防 「何が燃えているかわかりますか。」

通報者 「〇〇〇が燃えています。」

消 防 「近所に目標となる建物がありますか。」

通報者 「〇〇〇〇〇」

消 防 「わかりました。すぐいきます。」

(3) 現場の確認

自動火災報知設備又は連動型住宅用火災警報器が発報した場所に、消火器を携行して駆けつけ、火災現場の状況を確認する。発報した部屋の戸を開け、火災を確認した場合は、「火事だー！」と2回叫ぶこととする。

火災の事実がなかったことが明らかな場合は、すぐに消防機関に通報する。

(4) 火災室からの避難

大声で付近の入所者等（小規模有床診療所等の利用者をいう。以下同じ）に火災である旨、避難すべき旨を知らせるとともに、まず火災室から入所者等を避難させる。

ただし、複数の入所者等がいる場合など、避難に時間を要する場合は、(5) 初期消火を優先する。

ア 火災室の入所者等が自力避難困難な場合は、部屋の外まで一時的に退避させる。

イ 火災室の入所者等が自力避難可能な場合は、「火事だ。〇〇〇へ避難してください。」と大声で叫ぶ等の指示をし、自力で建物外まで避難させる。

(5) 初期消火

携行した消火器により初期消火を行う。

(6) 出入口の閉鎖

火災室からの退避若しくは避難及び初期消火終了後、直ちに火災室の出入口を閉鎖する。

(7) 自力避難困難者の避難介助

火災室から一時的に退避させた自力避難困難者を、居室又は一時的な避難場所（屋外階段、バルコニー等）まで介助を行って避難させる。具体的な避難介助の方法は、職員等が腕で支えるほか、車椅子やストレッチャーを使用する、背負って避難させる等があるが、自力避難困難な入所者等の状況（運動能力の低下、視覚・聴覚の障害等種々の条件（薬の服用等による一時的なものを含む。））に応じて実効性のある方法で柔軟に避難介助を行うこととする。

また、施設内に防火戸が設置されている施設（階段室におけるものは除く。）で自力避難困難者が多数いる場合は、火災室を含む区画以外の区画まで水平的に避難させることも考えられる。

なお、エレベータ等は原則として使用できないものとするが、階段昇降機は、施設の状況等により使用することができるものとする。

(8) 火災室以外の入所者の避難誘導

ア 火災室以外の入所者等を避難させる。

その際、①又は②のいずれの入所者等も、それぞれの居室から地上又は一時的な避難場所に避難する際に、火災室を通過してはならないこととする。

① 火災室以外の自力避難困難者は、火災室の入所者等の避難誘導、初期消火の後、地上又は一時的な避難場所に介助を行って避難させる（避難介助の具体的方法は(7)に同じ。）。

② 火災室以外の自力避難が可能な者は、(4) から (8) までの行動の合間に職員等が「火事だ。〇〇〇へ避難してください。」と大声で叫ぶなど、施設及び入所者等の実態に応じた方法により避難を促し、自力で建物外に避難させる。

イ 避難の際に、火災室以外の居室等の戸や防火戸（設置されている場合に限る。）は可能な限り閉鎖する。

ウ 最後に入所者等の全員の避難（一時避難場所への避難を含む。）を確認し、避難完了とする。

なお、必要に応じ建物外へ避難した入所者等が建物内に再進入しないような工夫を講じさせるとともに、入所者等を避難行動後、引き続き部屋に戻すなど実際の火災時において建物へ再進入する誤解を与えるような訓練の実施方法は避けるよう配慮することとする。

(9) 近隣協力者等への連絡

近隣協力者等がいる場合、職員等は可能なタイミングにおいて近隣協力者等に電話等により連絡するものとする（自動火災報知設備等と連動して近隣協力者等に連絡する装置を有している場合は、自動火災報知設備等の作動により自動的に連絡が行われることとする。）。

連絡を受けた近隣協力者等は、自宅等から施設に駆けつけ、他の職員等と協力して、避難誘導等の活動を行うこととする。

(10) 消防隊への情報提供

消防隊の活動が効率的に行われるよう、消防隊に対して情報提供を行うこと（出火場所・避難状況・危険物の有無など）

5 職員への教育・訓練について

小規模有床診療所等においては、夜間等の職員が少なく、また防火管理者が業務に従事している可能性も低いことから、全ての職員が一定の知識を持ち、火災時に適切に対応できるよう、採用時等の機会に定期的に教育を実施していくことが必要である。

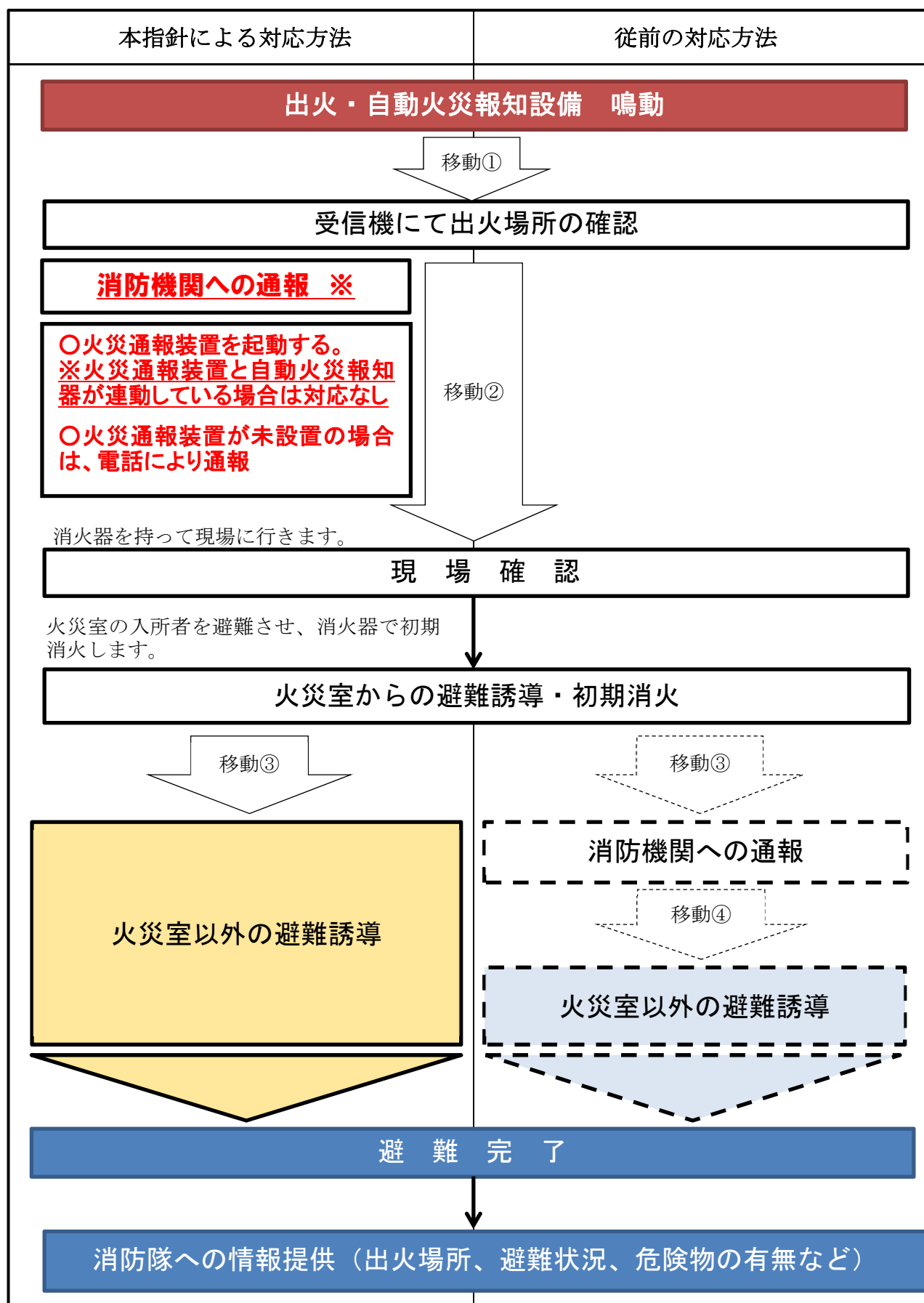
そのため、施設で定めている「消防計画」に職員への定期的な教育の時期を記載し、職員への教育等の内容が適切なものとなるよう立入検査等の機関において指導願いたい。

6 施設における非火災報対策

施設側における非火災報対策については、以下のとおりとする。

- (1) 誤操作による出動を防止するため、職員等に対して自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させておくこと。
- (2) 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。
- (3) 自衛消防訓練を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
- (4) 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等、必要な非火災報防止対策を講じること。

小規模診療所における火災対応概要（自動火災報知設備が設置の場合）



小規模診療所における火災対応概要（連動型住宅用火災警報器が設置の場合）

